

市川市自殺対策関係機関連絡会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、本市が関係機関と調整を図ることを目的として開催する市川市自殺対策関係機関連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整事項)

第2条 市長は、連絡会を開催し、関係機関と、次に掲げる事項について調整を図るとともに、自殺対策の推進に関し情報を共有するものとする。

- (1) 本市が定める自殺対策の推進に関する計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る連携に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る役割分担に関すること。
- (4) 自殺対策の具体的な事例の紹介に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項。

(出席依頼)

第3条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関に所属する者それぞれ1人（一般社団法人市川市医師会にあっては、2人）の出席を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人市川市医師会
- (2) 一般社団法人市川市薬剤師会
- (3) 社会福祉法人市川市社会福祉協議会
- (4) 社会福祉法人千葉いのちの電話
- (5) 精神保健福祉関係の活動をしている特定非営利活動法人
- (6) 市川商工会議所
- (7) 市川市民生委員児童委員協議会
- (8) 千葉県市川健康福祉センター
- (9) 千葉県市川警察署
- (10) 千葉県行徳警察署

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者2人に対し、連絡会への出席を依頼することができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる関係機関について、本市における自殺対策の推進状況を踏まえ、おおむね2年ごとに見直しを行うものとする。

(守秘義務)

第4条 連絡会に出席した者は、そこで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(連絡会の進行)

第5条 連絡会は、保健部保健センター健康支援課長が進行するものとする。

(報償金)

第6条 市長は、連絡会に出席した者(第3条第1項第8号から第10号までに掲げる関係機関に所属する者を除く。)に報償金として日額9,100円を支給する。

(事務)

第7条 連絡会の運営に係る事務は、保健部保健センター健康支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月8日から施行する。